



おにぎり通信

2022年7月30日（土曜） 四ツ谷おにぎり仲間

こんにちは！私たちは毎週土曜日に、四ツ谷・市ヶ谷周辺、有楽町、銀座、日比谷公園、茅場町、日本橋、お茶の水、秋葉原、東京駅周辺などで生活されている方々を訪問しているボランティアグループです。

6月27日に梅雨が明けたと思ったら、37.2度を超える猛暑日があるなどきびしい暑さがつづきましたが、その後、梅雨がもどってきたみたいない日が多くありました。しかし、ふたたび暑さがもどってきて、「第二の梅雨明け」などと言われています。みなさんも、目まぐるしく変わる天候に苦労されているのではないかと思います。コロナ感染や熱中症も大きくふえています。要注意です。



福祉行動は引き続きお休みします。ただし、病院や生活相談などで福祉事務所へ行くことを希望される方は、おにぎりをお渡しにうかがった際に、お声がけください。お声がけいただいた場合のみ、翌週以降に福祉事務所まで同行します。

中央区福祉事務所・中央区築地 1-1-1 中央区役所 4階

千代田区福祉事務所・千代田区九段南 1-2-1 千代田区役所 3階

せいかつ ほ ごげんがく いほう
生活保護減額「違法」!!

くに ねん だんかいてき せいかつ ほ ご ひ ひ さ
「国が 2013 ~ 2015 年に段階的に生活保護費を引き下
げたのは生存権を保障する憲法 25 条に違反する」として、
とない せいかつほごじゅきゅうしゃ にん じちたい ひ さ しょぶん
都内の生活保護受給者 31 人が、自治体に引き下げ処分
の取り消しなどを求めた訴訟の判決で、6 月 24 日、東
きょうちさい こうせいろうどうだいじん ひ さ かに てつづ
京地裁は「厚生労働大臣による引き下げの過程や手続き
に過誤や欠落があり違法」として、処分を取り消しました。
とどうふけん どうしゅ そしょう けんめ
29 都道府県で同種の訴訟がおこされ、これが 11 件目の
はんけつ ひ さ いほう みと さくねん がつ おおさか
判決で、引き下げを違法と認めたのは昨年 2 月の大阪、
ことし がつ くまもと れいめ いけん
今年 5 月の熊本につづいて 3 例目です。ただ、違憲かど
うかは判断せず、国への慰謝料の請求は認められません
べんごだんちょう うつのみやけんじべんごし ぶっか こうとう
でした。弁護団長の宇都宮健児弁護士は「物価が高騰し、
せいかつほごじゅきゅうしゃ せいかつ お こ くに
生活保護受給者はますます生活が追い込まれている。国
はただちにもとの基準額に戻すべきだ」と主張した。

きじゅんがく いじょう ぶっかだか はんえい
「基準額」をもどすのはもちろん、異常な物価高を反映
して、「基準額」を上げる方向には向かわないのでしょうか。

よ や なかま れんらくさき
四ツ谷おにぎり仲間 連絡先 080-7967-8672
れんらくかのうじかん まいしゅうどようび ごごじ ごごじ
連絡可能時間 毎週土曜日 午後3時~午後6時
ちよだくこうじまち せい きょうかい
千代田区翹町6-5-1 聖イグナチオ教会

おにぎりを包んでいるラップや読み終わった通信は放置せずに、ゴミ
箱に入れるなどして片付けにご協力をお願いいたします。おにぎりは
かならずその日のうちにお召し上がり下さい。一人でも多くの方に召
し上がっていただくため、おにぎりは一人一個でお願いいたします。

